

令和 7年 6月30日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、日程2、陳情審査に入ります。

新たに送付7-10、千代田区議会議員政治倫理条例の制定を早急に求める陳情が送付されました。陳情書の写しをご確認ください。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情につきましては、継続審査中の送付6-16、千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情と併せて一括で審査することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、本陳情に関して委員の皆様からご意見などございましたらお願いいたします。

○小枝委員 私、こちらの委員会初めてというか、今入ったところですので、率直なところで申し上げますと、この陳情が当初出たものから考えると、一番古いもので令和6年1月ということですから、もう1年半が過ぎているということで、今、調査継続中ということなんだというふうに理解しますが、これ、まあ質疑というよりは取扱いということにも入ってしまうんですけども、確定記録の閲覧をもって千代田区の報告書の審議を確認する途上にあると。非常に私からすると随分時間がかかってしまったなというふうに思うわけですけども、そういうことの過程を経て可及的速やかにその調査を進め、結論を出していくというような、そういう方向性ぐらいは委員会として示していかないと、いつ何をどうやってどうするつもりなのかというのが、ただ棚送りしているように見えてしまうというところについて、これは運営上の問題にもなってくるんですけども、明らかにしておく必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。政治倫理条例については様々ご意見が分かれているという状況の中で議論をしてきました。こうした陳情を経て、また何度か皆様にもご意見を伺っているんですけども、そこについて何か一つに意見がまとまるというようなところは今までなかったなというふうに理解をしております。ですけども、まだ決着がついたわけではないので、ちょっとここで改めて皆様にもご意見を頂きたいということで、しかも今回は新しいメンバーも入られているというところがありますので、ぜひとも引き続きご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

何かありますか。大丈夫ですか。ほかに。

○白川委員 前の委員会のために、本当に様々な意見が出ました。私自身も、今回の事件というのが違法性を争っているもので、倫理というのは全く整合、何というんですかね、レベルが違う話なんですね。要するに政治倫理条例をここで話し合うということはちょっとレベルが違うんで、ちょっとそこがあるかなということでそういう意見を申し上げました。

私の意見は私の意見なんですけど、それ以外の意見というのもいろいろあって、私もそれぞれの意見になるほどなという納得感というのはありました。つまり、立場の違いによって、この政治倫理条例についてはいろんな立場があり得ると。これ、申し送り事項のときに、適切な会議体で引き続きやるというようなことを明記されていて、そういうふうな方向性のほうがいいのかというふうに私も思いましたので、引継ぎを検討して、今回は陳

令和 7年 6月30日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

情者に議事録をお返しして審査を終了するというのが適切かなというふうに考えます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

○大坂委員 私もおおむね白川委員と同じ意見でして、政治倫理条例に関しては別途適切な会議体があるだろうというところまで合意はしているのかなと思いますが、じゃあそれが一体どこなのかというところはまだ何も定まっていないというのが事実としてあります。そうしたところをどこまで議論していくのか、この場でやるのかというところもまた考えなければいけないところではあるんですけども、この政治倫理条例に絞った陳情については一度整理をしてもいいのかなという時期には来ているとは思っています。

ただ一方で、先ほど小枝委員からもありましたとおり、いたずらにこの委員会自体を先延ばししていくことはできないと思っていますし、早急に様々な形で結論を出さなければいけないというところはあるので、そういったところの整理というのも委員長のほうでしっかりと整理をされて我々に示していただけると非常にありがたいのかなという時期には来ていると思っております。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

ただいまお三方の委員からご意見がありました。今、具体的に取扱いについても、白川委員それから大坂委員からご意見があったんですけども、この陳情についての取扱いについてはお二人のご意見にご賛同いただけますでしょうか。いかがでしょうか。よろしい。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 この件に関して、何だ、この政治倫理条例のって、もしもつくとしたら対象者を誰にするんですかね。議員だけですかね。職員、そして副区長、区長とか、そういうところまでやるのかどうなのか。もしもそういうところまでやらないんだったらあまり意味はない。というふうに僕は思っていますけど。（「陳情と違うもの」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 永田委員。

○永田委員 この陳情の中に、この条例があれば今回のような議員の不当要求は避けられたのではないのでしょうかとありますが、そうでもない。岩田委員が言ったように、職員のほうの問題もある。そこはまた別なものだと、服務規程でいろいろあると思うんで。この委員会の中で議論は非常に限界があるのかなと。今進めている再発防止の中身とは少し離れていくというところ、関連はあるとはいえ、なので、別の会議体という意味においては、条件整備等、そちらのほうで一応この条例の必要性も含めて、中身も別途別の場所で議論したほうがいいのかということをご提案いたします。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

大坂委員も手が挙がっていましたね。大坂委員。

○大坂委員 今、永田委員と全く同じ意見で、この会議体で政治倫理条例のあるべき姿というところをとことんまで議論するという場所ではないのかなというふうには思っていますので、しかるべき場所で、もちろん政治倫理条例をつくるのであれば今回の事件だけが対象ではないはずですので、幅広い形で全議員が関われる形でしっかりと議論を進めていくべきかなというふうに思っています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

令和 7年 6月30日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

のざわ委員。

○のざわ委員 私も、今、これは非常にとっても大切な陳情であるということは思いますけれども、私自身は政治倫理条例を制定することに対して、個人の私の意見としては非常に慎重にしたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、逆に、ほかのしかるべき会議体のところで、それまでの過程も含めて慎重にご審議いただくことが必要かなと思っていますので、またここで一度そういう形で陳情に対する考え方をまとめるのがいいんじゃないかなという意見を申し上げさせてください。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

小枝委員。

○小枝委員 先ほど一括で諮られたと思ったので一括で答えたんですけども、何か気がついたら政治倫理条例の話だけになっているところについて、そこに沿って意見を言わせてもらいます。

○小野委員長 陳情が政治倫理条例のことですのでね。どうぞ、どうぞ。

○小枝委員 私の考えは、玉虫色にはしないほうがいいだろうと。どこかで、ちゃんと…

○小野委員長 玉虫色。

○小枝委員 うん。岩田案もあるし、そうじゃない案もあるのかもしれないけれども、ちゃんと案を持って、A案、B案を突き合わせてイエス、ノーを出していくべきだと思うんですが、それがこの委員会であるかどうかというのは委員会運営上のことだとは思いますが、この委員会が本当に、誠心誠意、スピーディーに進んでいけば一定程度結論が見えてくるというふうになってくるので、そしたら次の段階で、何というか、一つの分科会的に分かれて、その中の分科会の一部はこの条例づくりに携わって出してくるとか、そういう取扱いのやり方も私はあると思いますが、別の委員会なり別の公式の場を想定していくということがこの委員会の一一致点であるならば、それをちゃんと誠実に具体的に提示していけばいいことだというふうに思うので、それはやり方次第だというふうに思います。初めから見もしないでやらないというんじゃないくて、A案、B案、C案をちゃんと突き合わせて案出しをできる班体制をつくったらいいというふうに思います。

以上です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます、ご意見。

ほかはよろしいでしょうかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 いずれにしても、この会議体ではなくて、ほかの会議体でしっかりこれを集中して検討するというご意見も今ありましたので、まずはこの陳情についてなんですけれども、この陳情です。ほかの会議体に引き継ぐというところは大事な点だとして、この陳情については審査自体は終了をしたいと思うんですけども、そこについてはいかがですか。

○岩田委員 そもそも、ここに送付されてきたわけですよ。送付されてきたのにここじゃないですよといったら、送付自体が間違えているんじゃないんですか。最初からここに来てやってくださいといって、あ、ここでやりましょうという話になっているのに。

令和 7年 6月30日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 ここでやるやらないも含めて、一旦送付先はここでしたのでここでお引受けをしたんですけども、ただ、やはり皆様のこれまでの議論の中で、岩田委員もそれはご承知だと思んですけども、そもそもこの再発防止のここでやるのかどうか。それはどうやってやるのか。先ほどもご意見がありましたけれども、中身についてもほかの会議体でしっかりと議論すべきではないかと、つくるにしてもというようなご意見がこれまで重ね重ねありましたので、最終でちょっと一旦皆様にもお伺いをしたところです。特にメンバーも新しく入られたというところもありましたので。ですので、この委員会の中で倫理条例について細やかに議論をするとか、そういうことはそもそもチェックリストの中にも入っておりませんので、また、皆様にもご意見を頂いているとおり、やるのであれば集中してほかの会議体でやるべきではないか。または集中してやる会議体を決めるのもそもそもこの条件整備とは言いにくいんじゃないかというようなご意見もありましたので、今、幾つかご意見がありましたけれども、どうでしょうか。

○小枝委員 今の発言を聞いてそのとおりだと思ってしまったので、取扱いを一旦議運のほうに戻すというふうな、議運というか、取扱いに戻すというのが王道だとは思いますが、今の委員長の集約をしていくのであれば。そうじゃないとただ見解なく消えてしまう格好になるので。

○小野委員長 そうですね。ありがとうございます。

今、いわゆるこれがうやむやになって今後議論がされないということではなくて、例えば先ほどありましたとおり、そもそもこれ条件整備なんじゃないのとか、議運なんじゃないのとかありましたけれども、いずれにしてもこの委員会というところではないというところでご意見は様々頂いております。ですので、この陳情についてはご意見がありましたとおり、議事録をもって本件陳情の審査というところ……

○小林委員 違うよ。委員長。いいですか。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 要は、この陳情を議長からこの委員会でやるというところに送られてきたんですけど、我々の委員会自体は、この陳情にもありますけど、その一つの方法は政治倫理条例なんで、そこに深くやっていくよりも先にやることあるんで、委員会としては、この陳情については、大切な陳情であるけれども、この陳情は一旦議長にお返ししてしかるべきところでやっていただきたいという申し送りを議長にすればいいんじゃないですか。この議論をもって陳情者に返しちゃったらそれで終わっちゃうんで、終えちゃいけないんで、これを議長に返して、議長にこの委員会の議論をしたことをお伝えすると。で、もう一度議長のほうから陳情先を送付替えをするなりして、新しいどこでやるかも、それも決めていかなくてはいけないんで、そういう取扱いにしないと、この議事録をもって陳情者に返しちゃうと、この陳情を議論をしたのを結論出さないで返しちゃうことになるんで、そうじゃなく、議長に返すような手配を取っていただいたほうがいいかと思います。

○小野委員長 ちょっと1回休憩させてください。

暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時49分再開

送付６－１６、７－１０陳情審査部分抜粋：

令和 ７年 ６月３０日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 お待たせいたしました。再開いたします。

様々ご意見を頂き、ありがとうございました。ご意見を頂いたところで、本件、議長に適切な会議体というのをしっかり申入れをして、それをもってこの件については終了としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それで、もう一つ、この議事録に、議長に適切な会議体でしっかり引き続き議論をすることということの申入れをしましたということも一緒につけてお返ししたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。それでは、以上で送付７－１０、送付６－１６の２件の陳情審査を終了いたします。